

事務連絡  
令和元年10月1日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)

#### 避難住民に関する特定の事務の告示の一部改正について

平素より子ども・子育て支援施策の推進につきまして、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があり、これを受けて、総務省より、令和元年10月1日付けで別添のとおり告示されました。

この告示により、子ども・子育て支援法の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、以下記載の事務については、法第6条第2項の規定に基づき避難先団体が処理することとなります。

各都道府県におかれましては、管内市町村に御周知いただくとともに、各市町村で適切な運用がなされるよう適切なお配意をお願いいたします。

- ・施設等利用給付認定に係る事務（子ども・子育て支援法第30条の5）
- ・施設等利用費に係る支給事務（同法第30条の11）